

第 13 章

罰 則

[法第91条、第92条]

第13章 罰 則

〔法第91条、第92条、第93条、第94条、第96条〕

第91条 第81条第1項の規定による国土交通大臣、都道府県知事又は市長の命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第92条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- 一 第25条第5項の規定に違反して、同条第1項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者
- 二 第26条第1項に規定する場合において、市町村長の許可を受けずに障害物を伐除した者又は都道府県知事等の許可を受けずに土地に試掘等を行った者
- 三 第29条第1項若しくは第2項又は第35条の2第1項の規定に違反して、開発行為をした者
- 四 第37条又は第42条第1項の規定に違反して、建築物を建築し、又は特定工作物を建設した者
- 五 第41条第2項の規定に違反して、建築物を建築した者
- 六 第42条第1項又は第43条第1項の規定に違反して、建築物の用途を変更した者
- 七 第43条第1項の規定に違反して、建築物を建築し、又は第一種特定工作物を建設した者
- 八 第52条第1項の規定に違反して、土地の形質の変更、建築物の建築その他工作物の建設又は同項の政令で定める物件の堆積を行った者
- 九 第58条の8の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第92条の2 第58条の9第2項の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、30万円以下の罰金に処する。

第93条 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- 一 第58条の2第1項又は第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第80条第1項の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- 三 第82条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第94条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第91条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第96条 第35条の2第3項又は第38条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、20万円以下の過料に処する。

開発制限に関する罰則規定

条	刑	違反内容
第91条	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	(1) 知事又は市長の命令に違反した者 (第81条第1項)
第92条	50万円以下の罰金	(2) 無許可で開発行為及び開発行為の変更を行った者 (第29条第1項若しくは第2項、第35条の2第1項) (3) 建築制限等に違反して建築物を建築し又は特定工作物を建設した者 (第37条、第41条第2項、第42条第1項、第43条第1項) (4) 建築制限に違反して用途を変更した者 (第42条第1項、第43条第1項) (5) 建築等の規制に違反して土地の形質の変更、建築物の建築その他工作物の建設又は土石、廃棄物及び再生資源の堆積を行った者 (第52条第1項) (6) 届出をしなかった者又は虚偽の届出をした者 (第58条の8)
第92条の2	30万円以下の罰金	(7) 報告の拒否、又は虚偽の届出を提出した者 (第58条の9第2項)
第93条	20万円以下の罰金	(8) 報告若しくは資料の提出を拒否、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者 (第80条第1項) (9) 立入検査を拒否、妨害又は忌避した者 (第82条第1項)
第96条	20万円以下の過料	(10) 届出をしなかった者又は虚偽の届出をした者 (第35条の2第3項、第38条)

法人の代表者

法人の
 { 代理人
 使用人
 その他従業者 }

人の
 { 代理人
 使用人
 その他従業者 }

が法人の

が人の

業務に又は財産に関して上表(1)～(9)までに掲げる違反行為をした場合には、行為者を罰するとともにその法人又は人に対してそれぞれの罰金刑を科する